学校法人　福島学院　女性活躍推進法に基づく情報公表

【男女の賃金の差異】

	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全ての労働者	74.7%
うち正規労働者	93.1%
うち非正規労働者	51.1%

対象期間：令和7年度（2025年４月1日～2026年3月31日）

賃　　金：基本給、超過勤務手当・通勤手当等各種手当
　　及び期末勤勉手当。退職手当は除く。

注釈・説明：
・福島学院大学認定こども園の人員を含む
・男女の同一労働による賃金に差異はないが、諸手当の受給者の割合が女性より男性に多いこと、非正規労働者のうち短時間労働者の割合が男性より女性に多いことにより差異が生じている

【管理職に占める女性の割合】

R8.4.1現在

（職　種）

教　　員　：　30.8%

職　　員　：　46.2%

保育教諭　：　50.0%

【有給休暇取得率】

R8.3.31現在

（職　種）

教　　員　：　68%

職　　員　：　68%

保育教諭　：　60%